

り本議案は駐輪場利用における様々な面で入居者間の軋轢を招く懸念が残るため結果的には全体に関わる不利益になると思われるため反対です。

- ・対象自転車を持っています。強制でも良いですが現在利用している区画を返却するかは自由としてほしいです。チャイルドシートが外せる時期がきても通常区画が使えなければ外せなくなり自転車置場全体の解決にはならないのではと心配です。検討をお願い致します。
  - ・自主的移動であれば賛成。バイク置場まで行くのにあまりにも不便でありかつ駐車場なので車との接触の可能性もあり大変危険だと思う。駐輪場の草木植え込みの場所を駐輪スペースに出来ないか。
  - ・駐車場で幼児の乗り降り危険だと思います。自主的な移動は賛成ですが強制は反対です。
  - ・子育て世帯に必要性が高い自転車がラックに入れるべきではないとされ、その数58台。そもそものラックの選定、台数設計に問題ありと考える。子育て世帯に優しいマンションを願えば抜本的解決策を探るべきである。
  - ・強制的に移動させるのはどうかな？と思います。自転車で子供が寝た場合の切り替えが大変かなと思います。せまい所を切り替えられるかキズをつけてしまいそう。
  - ・現状でも出入口付近混雑する時があるのに、そこを自転車まで通るようになると接触してケガをする可能性がある為。
  - ・ルールが30kg超過する場合となっているのに今回の対象がチャイルドシート付アシスト自転車に限定されている理由を知りたいです。(荷物かごを設置している方もいる)。公平な利用規約に順じた対応にするのであれば重量を厳密に判定した方が今回の主旨に合致するのではないのでしょうか。
- 上記内容を理想としますが現実的に今回の案を採用するのであれば料金については要検討。もしくは臨時平置き自転車置場は今回移動先としての対象とはせずバイク置場に限り既契約同様の料金で移動車の募集を募る(抽選)
- ・バイク置場を駐輪場所とした場合、駐車場の中でもあり幼児と車の動線が変わることとなり今まで起こりえなかった駐車場内での車対人(幼児)の事故が増えることが予想されるため。
  - ・1, 2歳児を連れてバイク置場から移動するのは危険に感じます。歩かせても乗せてもどちらも危険なのではないでしょうか?強制的な移動には同意しかねます。希望するかたのみであれば良いと思います。おことわりが可能な状態にしていきたいです。
  - ・自転車置場を拡張するという方向性には賛同するが原案には反対、臨時平置き場は現状は3台分に区切られているが5, 6台は置けそう。バイク置場と合わせてできるだけ多くの台数分を確保。移動する自転車の決め方は原案通りが良いと思う。ただ一定期間(たとえば1年)ごとに移動する自転車を選び直すべき(今後新たに購入する場合もある得るため、固定化させると不公平感がでる恐れ)

本件、出し入れが困難が主要因なら電動アシストなしの自転車も対象に加えるべきではないか。そもそもなぜ利用規約は30kg禁止なのか、一部が破損したとの事例については電動アシスト自転車と関係が無いように思える（電動アシストがなくても破損し得る）。

本件と直接関係ないが自転車置場に対する意見

自転車置場を拡張すべきではないか、具体的にはバイク置場の一部を転用（恒久的に）、室内の置場のラックを増設（一段しかない部分の上に）

理由 数年後子ども用自転車の増加が予想される。いまから設備投資した方が投資回収期間が長くなる。充分置場が確保できれば（自宅前）通路に置かなくなる。

- ・ 1. 照会の背景にある「有効的な利用の在り方」を検討することは賛成ですが、今回の通知は議案賛成者のみの意見を反映したものであり、少々一方的過ぎるような気がします。今回は自動販売機のとくと違って、運任せの一部の人だけに金銭負担（駐輪代の増額）が発生し、賛成者と反対者が反目しあわないかが懸念されます。
- 2. バイク置場を自転車の駐輪場にした場合、通路を通過する際の移動の際、外壁の損傷、移動時の通路の妨げ、通路の汚れなどが懸念されます。
- 3. チャイルドシート付電動アシスト式自転車の出し入れの際、普通自転車の部品が損傷したとの指摘がありますが、私の方では普通自転車による損傷事案が発生しており、駐輪場を使用する場合は、全員にこのようなリスクがありますので本件に限定されるものではないと思います。
- 4. 当マンション購入申し込みの際、営業の方に駐輪場を使用することをお話ししましたが30キロ制限については説明を受けておらず大変困惑しております。
- 5. まずはチャイルドシート付電動アシスト自転車利用者の意見を聞いた上で、議案とするかを慎重に検討してみたいかと思っております。

なお、本書において「強制的に」という言葉が使われていますが、法的手続きなく住人の所有物を管理組合が強制的に撤去等を行なうことはできないと思われまので、ご確認ください。

記入なしの方の意見

- ・ バイク置場の有効利用としては賛成ですが、駐車場を利用している立場で申し上げます。駐車場は切り返しも多く見通しがよいわけではありませんので事故を懸念しています。バイク置場が駐車場に隣接しているリスクを考慮した対策はあるのでしょうか？事故が起きた場合変更を提案した管理組合の責任・対応はどのようになるのですか？駐車場を利用している人数が多いわけではありませんが事故が起きてしまつてからは遅いので検討をお願いいたします。